

第6条（早期退職の場合の払戻金）

候補者が、甲と労働契約を締結した日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、乙は前条に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。なお、乙が甲より紹介手数料を受領する前に退職となった場合は、乙は紹介手数料の一部を減額した上で甲より受領するものとする。

2. 前項において、乙が甲に当該候補者についての紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。
 - ・勤務開始日より1ヶ月未満に自己都合退職した場合：紹介手数料の50%
 - ・勤務開始日より1ヶ月を超え3ヶ月未満に自己都合退職した場合：紹介手数料の30%
 - ・勤務開始日より3ヶ月を超え6ヶ月未満に自己都合退職した場合：紹介手数料の10%

但し、100円未満の端数が発生した場合は、100円未満の部分は切り捨てるものとする。

3. 候補者の退職理由が、甲の候補者に対する労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または、甲の候補者に対する法令違反行為に起因する場合は、本条第1項の定めは適用されないものとする。
4. 天災事変、戦争、暴動、内乱、金融危機等の経済事情の変動、その他の不可抗力により本条で定める保証の履行が困難になった場合には、その後の保証の適用について甲乙間で協議し定める。

※前後の各条については抜粋しております。